

広報家畜衛生

令和6年10月7日発行

○徳島家畜保健衛生所

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94

TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所

〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46

TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

今季初、国内野鳥で高病原性鳥インフルエンザ確認！

< 発生情報 >

検体種類

死亡野鳥（ハヤブサ）

場所

北海道 乙部町

回収日

令和6年9月30日

簡易検査確認日

令和6年10月1日

遺伝子検査確認日

令和6年10月4日



- ・ 渡り鳥の飛来が本格化する

10月から翌年5月までは警戒を強化

- ・ 特に**11月から翌年1月までは重点対策期間**

< 防疫体制の例 >

車両の消毒



タイヤの溝やタイヤハウスも

専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の履き替え時の動線の交差防止



飼養衛生管理基準の次の項目を**毎月点検**し、
報告※してください。（報告期間 10月～翌年5月）

- 1 **衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等**
- 2 **衛生管理区域専用の衣服、靴の使用**
- 3 **衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等**
- 4 **家きん舎に立ち入る者の手指消毒等**
- 5 **家きん舎ごとの専用靴の使用**
- 6 **野生動物の侵入防止のためのネット等の設置**
- 7 **ねずみ及び害虫の駆除**

※ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からの報告となります。
登録がまだの場合は紙での報告も受け付けておりますので、添付の様式をご活用下さい。
eMAFF利用については各家畜保健衛生所へご相談ください。

毎月の点検・報告の**全国的な取組（一斉点検）**が、
高病原性鳥インフルエンザの発生予防につながります。

異状の早期発見、早期通報に留意してください。

飼養鶏の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡羽数の2倍以上）を含む、何らかの異状が確認された場合は、直ちに最寄り家畜保健衛生所に連絡ください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所

○徳島本所 088-631-8950

○阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。